

令和6・7年度 静岡県後期高齢者医療保険料率の改定について

(静岡県後期高齢者医療広域連合事務局)

静岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正により、令和6・7年度の保険料率等が次のとおり改定されました（令和6年4月1日施行）。

1. 令和6・7年度の保険料率

後期高齢者医療の保険料率（所得割率と均等割額）は、各都道府県の広域連合が医療費の増加などを見込んで2年ごとに算定します。

令和6・7年度の保険料率については、医療保険制度を、全ての世代で、負担能力に応じて公平に支え合うことができるように医療制度改正が行われました。なお、一部の被保険者には、激変緩和措置（※1※2）が講じられます。

	令和4・5年度	令和6・7年度
所得割率	8.29%	9.49%（※1）
均等割額	42,500円	47,000円
一人当たり 平均保険料額（年額）	71,672円	81,790円

※1 令和5年の基礎控除後の総所得金額等が58万円を超えない者に対して課する令和6年度の所得割率は、8.80%とする。

2. 賦課限度額の見直し

中間所得者層の負担軽減を図るため、賦課限度額が引き上げられました。

	令和4・5年度	令和6・7年度
賦課限度額	66万円	80万円（※2）

※2 令和6年度の賦課限度額は、次の者につき73万円とする。

- ・ 昭和24年3月31日以前に生まれた者
- ・ 令和7年3月31日以前に高齢者の医療の確保に関する法律第50条第2号の認定（障害認定）を受け、被保険者の資格を有している者

ただし、昭和24年4月1日から昭和25年3月31日までに生まれた者で75歳に達した後に、当該認定を受けた広域連合の区域内に住所を有しなくなった者を除く。

3. 均等割額の軽減対象の拡大

均等割額の5割軽減及び2割軽減について、所得の低い方の負担軽減を図るため、軽減判定所得基準額が引き上げられ、軽減対象者が拡大されました。

均等割額の軽減判定所得基準額（世帯主及び世帯の全ての被保険者の総所得金額等の合計）

区分	令和5年度	令和6年度
5割軽減	43万円 + <u>29万円</u> × 被保険者数	43万円 + <u>29万5千円</u> × 被保険者数
2割軽減	43万円 + <u>53万5千円</u> × 被保険者数	43万円 + <u>54万5千円</u> × 被保険者数

4. 収入別保険料額（年額）のモデルケース（単身世帯で、公的年金収入のみの場合）

公的年金収入額	令和5年度	令和6年度	令和7年度
300万円	164,300円	186,500円	186,500円
190万円	51,900円	56,000円	58,600円
80万円	12,700円	14,100円	14,100円